

札幌市森林整備事業補助金交付実施要領

令和3年(2021年)5月12日建設局長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、札幌市森林整備事業補助金交付要綱(令和3年5月12日付け建設局長決裁。以下「要綱」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(数値基準)

第2条 各数値は下記のとおり扱う。

(1) 測定方法

- ア 面積 水平距離により扱う
- イ 延長 水平距離により扱う
- ウ 各種図 水平距離により作成する

(2) 端数処理

- ア 面積はヘクタール単位とし、少数第三位以下は切り捨てる
- イ 延長はメートル単位とし、少数点以下は切り捨てる
- ウ ヘクタール当たり材積は立方メートル単位とし、査定単位毎に少数第二位以下は切り捨てる
- エ 補助金の額は、千円未満を切り捨てる

(申請者)

第3条 森林所有者から間伐又は森林作業道整備の委託を受けた者が本補助金を申請する場合は、その委託関係を証明する契約書等の写しのほか、補助申請手続き及び補助金の受領に関する委任状(様式ア)を札幌市に提出するものとする。また、当該申請者は、森林所有者に対して、本補助金の申請内容を事前に説明するとともに、補助金額の決定・確定内容等、札幌市からの通知についても速やかに報告するものとする。

(事業計画)

第4条 申請者は、本補助対象事業の遂行に当たって、森林の健全な育成と資源の持続可能な活用を目指した森づくりにより、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを目的に、効率的・効果的な事業計画を立て、最少の費用で最大の効果を挙げるように努めるものとする。

2 補助対象事業が森林経営計画等に基づかない場合は、申請者は、森林経営計画に代わる森林整備の計画書として、森づくり計画書(様式イ)を札幌市に提出するものとする。

(補助金交付申請及び事業実績報告に添付する関係書類)

第5条 要綱第4条第1項及び要綱第7条第1項に規定する関係書類は、別表ア及び市長が指示するものとする。

(補助対象額及び補助金額の算定)

第6条 補助対象額及び補助金額の算定については、要綱に規定する内容のほか、別表イのとおりとする。

(現地調査の協力)

第7条 札幌市が、交付申請の審査や途中検査、事業完了後の検査等のために現地調査を行う場合、申請者は現地案内等に協力するものとする。

(間伐率の緩和)

第8条 間伐の伐採率の上限について、市長が認めた場合は、本数率を25%に、材積率を30%にそれぞれ緩和することができるものとする。ただし、以下の全ての条件を満たしている場合に限るものとする。

- (1) 林齢が60年を超えている森林、又は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の2倍を超えている森林であること
- (2) 事業実施年から起算して過去20年以上間伐の履歴がない森林であること
- (3) 間伐による生態系への影響が少なく、また風倒木が発生する可能性が低いこと。

(札幌市又は北海道若しくは国の補助金)

第9条 要綱別表1(2)(3)(4)における「札幌市又は北海道若しくは国の補助金」とは、下記のいずれかとする。

- (1) 本補助金(札幌市森林整備事業補助金)
 - (2) 北海道又は国の森林整備に係る補助金のうち、森林・山村多面的機能発揮対策支援事業補助金を除くもの
- 2 前項の補助金は交付を受ける予定のものも含むが、交付を受けなくなった場合は、要綱別表1(3)(4)の補助金(既に交付済みのもを含む)を交付対象外とする。

(実施基準)

第10条 各補助対象事業は、「生物多様性の保全に配慮した森林整備事業の手引き」(北海道、平成24年1月作成)を遵守するとともに、以下のとおり実施しなければならない。

(1) 森林調査

経営管理実施権配分計画(以下「当該計画」という。)のうち、調査を行わない箇所がある場合、又は、当該計画を定めた森林と一体的に森林経営計画を作成するため当該計画を定めていない市内の森林区域とをあわせて調査する場合は、現地の立木にテープを巻くなど調査範囲が明らかとなるように表示すること。

(2) 間伐

ア 間伐の実施に当たっては、「造林補助事業の実施について」(平成12年5月31日森整第645号)の第6項((1)のうち「事業着手以前に」は削除する。)と第7項(5)(7)に適合すること。

イ 伐採木、枝条等を林内に残置する場合は、流木や病虫害等の発生の予防に努め、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生

じないうよう十分配慮すること。

ウ 気象害等の被害を受けた木については、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から被害木除去又は被害木等の搬出を行うことができる。

エ 要綱別表1(2)の「1施行地」とは、森林所有者毎の森林面積(間伐実施面積)で判断するものではなく、原則として接続する区域とし、公道、林道、森林作業道、谷、防火帯、森林所有境界等により、やむを得ず分断された区域も含む。

オ 1ヘクタール当たりの平均搬出材積が10立方メートル未満となる間伐において、玉切り及び枝払いを実施する場合は、次によるものとする。

(ア) 玉切り及び枝払いのそれぞれについて、伐採木本数の概ね80%以上実施していること。

(イ) 元口直径10センチメートル以上のものについては、全て玉切りを実施していること。

カ 補助対象要件となっている伐採率にカウントする基準

(ア) 人工林に侵入した植栽木以外の樹木(侵入木)であっても、植栽木と併せて針広混交林の造成を目指し育成していく場合は、森林所有者の森林の育成方針を明確にするため、森林経営計画の森林経営に関する長期の方針並びに森林の現況及び伐採計画等の小班の摘要欄にその旨を明記すること。

森林経営計画の認定を受けていない場合は、森づくり計画書に明記すること。

また、森林所有者から委託を受けている場合は、受委託契約書にも明記すること。

(イ) 天然林で、伐採率にカウントできる木の胸高直径は6センチメートル以上とする。

(ロ) 天然林における伐採対象木は、立て木(樹幹が通直で枝下高が4メートル以上あり、着葉量も多くかつ上層林冠を形成しているもの)の育成の支障となる林木、あばれ木、被害木、過熟木及び形質不良木等とする。

(3) 森林作業道整備

ア 森林作業道作設指針の適合

森林作業道整備に当たっては、以下に定めるほか「北海道森林作業道作設指針」(平成23年3月31日森整第1219号)及び「森林整備事業に係る森林作業道実施基準」(平成25年3月14日森整第1251号)の第2項と第3項((1)伐開、(6)ア法勾配、(9)エ起点制札、標柱を除き、(10)のうち「各(総合)振興局」を「札幌市」に読み替える。)に適合すること。

イ 構造・規格

(ア) 路体

掘削の範囲は、林野庁が作成した森林作業道作設ガイドライン(平成27年度版)の図を参考とし、路体の表層については、地山と盛土を区別せずに一体的に掘削して締固めること。

(イ) 残土、伐採木

切土・盛土量の均衡に努めてもなお生じた残土は、流出や河川の汚濁等が生じないよう十分配慮して処理すること。

伐開による伐採木、枝条等を林内に残置する場合は、流木や病虫害等の発生の予防に努め、沢地や道路周辺に放置しないものとし、林外に搬出する場合は、土砂の流出、河川の汚濁等が生じないよう十分配慮すること。

ウ 伐開

(ア) 立木蓄積は、伐開を実施する小班の標準地調査を実施した場合は、その調査結果に基づき、標準地調査を実施しない場合は、森林調査簿に基づくものとする。

(イ) 伐開による搬出木と間伐による搬出木は、基本的に分けて集積・集計するものとするが、現場環境や作業工程上、分けることが困難である場合は、札幌市との協議により、一部又は全部を一体として集積・集計することができるものとする。ただし、一体とした搬出材積のうち、伐開による搬出材積は下記のとおりとし、これを控除した数量を間伐の搬出材積として扱うものとする。

- ・伐開を行う小班の標準地調査を実施している場合は、その調査結果に基づき札幌市が算出する。

- ・標準地調査を実施していない場合は、森林調査簿に基づき札幌市が算出する。

(4) 林業機械レンタル

ア レンタル期間は必要最低限の日数とすること。

イ 林業機械の選択に当たっては、作業効率のほかレンタル料（回送費含む）も考慮し、補助対象額の低減に努めること。

ウ 当該林業機械を本補助制度の対象外である他の森林等においても使用しようとする場合は、速やかに市長と協議し、許可を得なければならない。

(写真)

第11条 補助金交付申請するすべての事業内容について、別表ウのとおり写真を提出することとする。